

(1) 競技スポーツ対策事業・スポーツ指導者養成等事業 補助金交付要綱

(目 的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、本協会加盟の競技団体及び関係団体（以下「各関係団体等」という。）における選手強化計画に基づく国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（国民体育大会及び全日本選手権大会等）で、入賞者を輩出するために実施される強化事業等に対し、必要な経費の一部として、各関係団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象事業及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象事業及びこれに要する補助額は次のとおりとし、各経費の補助対象単価等については、別表1、2に定める範囲内とする。

補 助 対 象 事 業	補 助 額
[競技スポーツ対策事業] (1) ポテンシャルアスリート事業 (2) ジュニアアスリート育成事業 (3) コーチ研修会事業 (4) スポーツ医・科学専門家育成事業 (5) 競技用具購入事業 (6) 競技用具等運搬事業	10/10以内 ただし、別に通知する金額を上限とする。
[スポーツ指導者養成等事業] (1) 外部指導者招聘事業 (2) スポーツコーチ育成事業	

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、予算の範囲内で補助金額を事業毎に内示し、申請様式は、様式1-1のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途本協会会長（以下「会長」という。）が通知する日とし、その部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 佐賀県競技力向上推進本部からの補助事業については、佐賀県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、佐賀国スポ選手等強化事業費補助金交付要綱及びこの要綱の規定に従うこと。その他の事業についても準じて取り扱うこと。
- (2) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の一部を取消し又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがあ

る。

- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式1-4)を提出し、会長の承認を受けること。ただし、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更
 - イ 事業計画における「種目・種別」間のいずれか低い額の20%以内の変更
- (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (6) 各関係団体等がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は補助金が不当に使用され若しくは会計に不明な点があるときは、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。
- (7) 関係競技団体は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
- (8) 各関係団体等は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (9) 各関係団体等は、同項(8)イからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (10) 各関係団体等が同項(8)及び(9)の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (12) 取得財産等については、会長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(13) 会長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができること。

(14) 関係競技団体が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

（補助金の交付の決定）

第5条 会長は、第3条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、競技力向上委員会の審査結果をもとに、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。ただし、審査対象者に委員の関連団体が含まれる場合には、当該委員は審査に加わらないことにする。

2 スポーツ医・科学専門家育成費事業については、スポーツ医・科学委員会等から推薦された者のうちから、会長が決定する。

3 競技用具購入費については、佐賀県競技力向上推進本部の佐賀国スポ環境整備事業の対象とならない用具購入を行う場合とする。

4 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

2 補助金交付請求書は様式3のとおりとする。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定を受けた各関係団体等は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別表3補助金交付要綱様式一覧のとおり）を添付して、会長に提出しなければならない。

2 実績報告において、決算額のうち補助対象経費の合計額が、既交付額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し補助金の交付目的に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

（経理の監査）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業にかかる経理について監査を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

- 2 平成26年4月1日改正
- 3 平成26年6月10日一部改正
- 4 平成28年3月10日一部改正
- 5 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 6 令和2年4月1日一部改正、同日施行。

補助金交付事務手続きの方法

○佐賀県スポーツ協会からの内示による場合

